

平成 19 年 度

杉並区健全化判断比率審査意見書

杉 並 区 監 査 委 員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、
平成19年度杉並区健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成20年9月2日

杉並区監査委員	四	居	誠
同	茂	木	信
同	井	口	かづ子
同	松	浦	芳子

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象、期間及び方法

1 審査の対象

- (1) 平成19年度杉並区健全化判断比率
- (2) 健全化判断比率に関する算定様式

2 審査の期間

平成20年8月4日から平成20年9月2日まで

3 審査の方法

平成19年度杉並区健全化判断比率の審査にあたっては、法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった関係書類が適正に作成されているか、適切な算定要素が計算に用いられているか、などに主眼をおき、関係部局からの説明聴取と資料の提出を求めて実施した。

第2 審査の結果

- 1 平成19年度杉並区健全化判断比率は、いずれも関係法令に準拠して適正に算定されていると認められた。
- 2 健全化判断比率に関する計数は、算定の基礎となった付属資料等と照合した結果、いずれも誤りのないことを確認した。
- 3 付属資料については、その基となる関係書類と照合し、適正に作成されていることを確認した。
- 4 関係法令等に基づき、算定要素は適切に採用され、算定にあたり公正な判断が行われていることを確認した。

第3 健全化判断比率及び意見

1 平成19年度杉並区健全化判断比率 1

(単位:%)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率		11.25	20.00
2 連結実質赤字比率		16.25	40.00 2
3 実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
4 将来負担比率		350.0	

1) 健全化判断比率は、平成19年度は、監査委員の審査、議会への報告と公表にとどまり、早期健全化基準等に基づく財政健全化計画策定の義務付け等は、法律が本格施行される平成20年度決算から適用となる。

2) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、20年度決算より3年間の経過基準(市町村は40% 40% 35%)を設け、23年度決算より30%となる。

2 意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、個々の健全化判断比率については、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率について

平成19年度は、実質赤字がなく、法で定める実質赤字比率も生じないことから、適正である。

なお、早期健全化基準は、11.25%である。

(2) 連結実質赤字比率について

平成19年度は、連結実質赤字がなく、法で定める連結実質赤字比率も生じないことから、適正である。

なお、早期健全化基準は、16.25%である。

(3) 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は、3.4%となっている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを十分に下回り、適正である。

(4) 将来負担比率について

平成19年度は、充当可能財源が将来負担額を上回るため、法で定める将来負担比率も生じないことから、適正である。

なお、早期健全化基準は、350.0%である。

健全化判断比率

1 実質赤字比率

趣旨：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad 1}{\text{標準財政規模} \quad 2}$$

- 1) 一般会計等の実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
 - イ：繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ロ：支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ハ：事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 2) 標準財政規模：地方公共団体が、標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模をいい、その内容は、地方税（都市計画税などの目的税の一部を除く）、各種譲与税、交通安全対策特別交付金、特別区財政交付金（普通交付金）等に、臨時財政対策債発行可能額を合算した額。

2 連結実質赤字比率

趣旨：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ + ロ） - （ハ + ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ：一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ：一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余金の合計額

3 実質公債費比率

趣旨：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \quad 3) - (\text{特定財源} \quad 4 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3カ年平均}) \text{ 標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

3) 準元利償還金の内容

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

4) 特定財源：元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入で、国や都等の利子補給や貸付金に対する償還時補助金等をいう。

4 将来負担比率

趣旨：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } 5 - \{ (\text{充当可能基金額 } 6) + (\text{特定財源見込額 } 7) + (\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

5) 将来負担額の内容

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

へ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

6) 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金

7) 特定財源見込額：地方債の償還額等に充当できる特定の歳入見込額で、国庫支出金や地方債を財源とする貸付金の償還金等をいう。

平成19年度 杉並区健全化判断比率審査意見書

平成20年9月発行

登録印刷物番号

20-0034

編集・発行

杉並区監査委員事務局

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話(03)3312-2111(代表)

歩きながら、
元氣と文化が
生まれる街。
すぎなみ